

姫路市職員不祥事調査・再発防止検討についての提言

平成29年3月10日

弁護士 中村和洋

第1 調査結果について特筆すべき事項

1 利欲的動機について

本件事案については、刑事裁判の傍聴、元課長からの事情聴取及び職員からの聴取内容等の調査結果（以下、単に「調査結果」と称する。）に基づけば、収賄を行った元局長及び元課長のいずれにおいても、多額の借金が存したり、遊興にふけったりするなどの事情は見受けられず、利欲的動機が強い事案であるとは認められなかった。

2 業者との関係について

調査結果に基づけば、元局長及び元課長を含む入札関連部署の担当職員と業者との関係は極めて緊密であり、近隣対策や工事の実施等に当たって、担当職員が業者を頼らざるを得ないという背景が存すること、入札その他の工事に関することで、業者から市の担当者に対する苦情や不当要求が少なからず存在しており、担当者らの負担となっていることが認められた。

3 職員のコンプライアンス意識について

調査結果に基づけば、本件事案の要因を個人の資質と理解して組織の問題であると認識・理解できていない職員、業者からの不当な要求に適切に対応できていないと思われる職員及び公務員倫理を十分に理解できていない職員が少なからず見受けられた。

4 入札制度について

調査結果に基づけば、従来の入札制度においては、積算によって最低制限価格を近似値まで推測することが可能であり、そのことがかえって、業者間

の過大な競争を招き、実際の最低制限価格を担当者から聞き出すことへの強い動機を産み出していたという事情が認められた。

第2 今回の事案の原因

本件事案においては、元局長及び元課長においては、利欲的な動機に乏しい。また、業者と個人的に親しい関係にあったわけではなく、弱みを握られて脅迫されるなどの事情が存した訳ではない。

その意味では、遊興費等の利欲的動機、業者との個人的な癒着、反社会的勢力等からの圧力といった事情が存する典型的な収賄事犯とは異なる。

そこで本件事案の特徴的な原因としては、以下の点が指摘できる。

- ① 背景として、当時の入札制度の下では、最低制限価格が近似値まで積算可能であった。それがかえって最低制限価格と同一価格でないと落札が困難であるという事態を招き、業者が同価格を知りたいとの動機が強くなるを得なくなっていた。また、担当職員が最低制限価格を知っているという問題があったことから、業者からの風当たりが強くなり、そのような中で、職員としても業者からの不当な要求に屈しやすく、さらには、近い金額までは推測されているのであるから、最低制限価格そのものを教えても大きな問題ではないと思ってしまうかねないという状況にあったこと。
- ② 元局長及び元課長において、業者に対して、工事に関して過去に無理を聞いてもらったなどの恩義を感じていたこと。
- ③ 元局長及び元課長に限らず、職員が業者からの不当要求があった場合であっても、その対応を組織ではなく担当者個人として対応しなければならない場面が多い。また、職員が業者と二人きりで会う機会も多く、組織として職員と業者との関係が不透明であったこと。
- ④ 職員が業者から中元・歳暮等をもらうこともあったが、それを返却するにしても組織としては対応がなされず、個人による対応に任されていたこと。
- ⑤ 元局長及び元課長において、業者から金品をもらうことが重大な犯罪で

あるという意識に欠けており、また、職員一般においても重大性の意識が十分でなかった可能性があること。

第3 再発防止策

1 不当要求に対する組織としての対応策を万全に準備すること

業者からの不当要求に対して、職員が屈しないためには、その対応策を万全にする必要がある。

具体的には、

- ① 業者からの要望や苦情（以下、「苦情等」という。）については、必ず2人以上で対応し、また、個人の携帯電話番号を教えないこと。
- ② 苦情等の内容を記録化し、その記録を組織で共有すること。
- ③ 苦情等の内容・手段が社会通念上許される相当なものであるのか、それとも、不当な内容・手段によるものかを常に判断して対応をすることとし、判断に当たっては、弁護士等の法律の専門家の助言を適宜、迅速に受けられる仕組みを構築すること。
- ④ 不当要求に対するシミュレーションを含む実践的な研修を、警察署や暴力団追放センター等専門機関に依頼して行い、多くの職員の参加を義務付けること。
- ⑤ 不当要求対応のマニュアルやチェックリスト（別添参照）を整備し、職員に周知・徹底を図ること。
- ⑥ 担当者や担当部署において対応に苦慮する場合に、苦情等に対応する専門の部署・職員を準備すること。
- ⑦ 電話の録音機能の設置や、ICレコーダーの職員への配布により、不当要求を証拠化できるようにすること。
- ⑧ 幹部の部屋には廊下から直接出入りできないようにすること。

2 職員のコンプライアンス意識を徹底すること

- ① 公務員倫理について、小冊子を作成し、職員には常に身近に携帯をするようにしておくこと。

- ② 業者からの中元・歳暮等の贈り物があった場合には、個人で返却等するのではなく、必ず組織として返送することをルール化すること。
- ③ コンプライアンスの研修において、警察署や検察庁といった捜査機関で公務員犯罪の事件処理に従事した経験のある講師を招き、実例に基づいた講演・討議等を行うことで、職員に強い自覚と危機意識を促すこと。

3 通報窓口の充実

法律事務所等や外部の通報窓口を設け、その連絡先については、部屋に掲示するなど周知を徹底すること。

4 入札制度の改革

最低制限価格を公開する、あるいは担当者が知らない仕組みとすること。また、入札制度については必ずしも一定の正解が存在する訳ではないため、担当者が業者から受けている苦情の内容を収集・分析し、入札制度の改善の検討につなげる仕組みを構築すること。

5 まとめ

いかに制度を改革しても、公務員が取り扱う職務に関連しては、常に関係者からの不当要求や利益供与の可能性が存在する。それらに毅然とした対応をするためには、たとえお茶一杯であっても受け取らないという高度な倫理意識の涵養が不可欠である。これは、高い倫理意識は公務員としての誇りと表裏一体のものであり、定期的な研修・教育のみならず、常日頃からの職場での意識高揚が必要不可欠である。

また、不当要求に応じてしまい、不正な職務が行われてしまうという行政対象暴力の問題は、全国的にも大きな問題となっている。これに対しては、個人で対抗することは事実上極めて困難であり、組織として事前に十分な対策を講じておくことと、専門家へ気軽に相談できる制度作りが重要である。

本件事案については、単なる個人の資質の問題に帰せしめるのではなく、組織の問題であると重く受け止め、改善策を講じられることを強く望む次第である。

以上